

防整施第6923号  
28.3.31

大臣官房長  
地方協力局長  
施設等機関の長  
各幕僚長 殿  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

整備計画局長  
(公印省略)

建設工事に係る技術業務の契約等における一般競争入札の実施細則について（通知）

標記について、建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31）の別紙第7項に基づき別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降に入札公告を行う建設工事に係る技術業務について適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、建設工事に係る技術業務の契約等における一般競争入札の実施細則について（防整施第15592号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

## 建設工事に係る技術業務の契約等における一般競争入札の実施細則

## 第1 一般競争入札

## 1 対象業務

建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28. 3. 31。以下「通達」という。）の別紙第2項第2号に規定するの技術業務のうち、1件につき予定価格が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額（以下「基準額」という。）以上の業務について適用するものとする。

なお、業務概算額に基づいて本実施細則による公告を行った後、予定価格の決定において、基準額に達しない場合についても、本実施細則による手続を継続するものとする。

## 2 入札の公告

(1) 契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「訓令」という。）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、前項の対象業務（以下「第1の対象業務」という。）を一般競争に付そうとする場合においては、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第74条及び特例政令第5条第1項に基づき、官報により公告するものとする。また、取り消し又は変更が生じた場合も同様とする。

(2) 前号の公告は、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 契約担当官等の氏名及び防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）の名称

イ 競争入札に付する事項（業務概要）

ウ 追加業務の名称、数量及びその入札公告の予定時期並びに最初の入札公告の日付

エ 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

オ 契約条項を示す場所（関連情報を入手するための照会窓口）

カ 入札説明書の交付に関する事項

キ 競争執行の場所及び日時

- ク 契約の手續において使用する言語
- ケ 入札保証金に関する事項
- コ 入札の無効
- サ 落札者の決定方法
- シ 契約書作成の要否
- ス その他必要な事項

(3) 第1号の公告に際しては、次に掲げる事項を、英語により併記するものとする。

- ア 契約担当官等の氏名及び防衛省発注機関の名称
- イ 業務の名称
- ウ 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限
- エ 入札執行の日時
- オ 入札説明書を入手するための照会窓口

(4) 契約担当官等は、第1号の公告を、防衛省発注機関において掲示及びホームページに掲載するものとする。

(5) 第1号の公告及び前号の掲示等は、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に行うものとする。

(6) 契約担当官等は、整備計画局施設計画課長の確認を受けたうえで、官報に掲載しようとする日の前日から起算して8日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）前までに、独立行政法人国立印刷局に官報掲載の依頼を行うものとする。

### 3 手続きに要する日数

付図第1に示す標準的日数を参考とするものとする。

### 4 競争参加資格

一般競争入札に参加することができる者（以下「競争参加者」という。）は、次のすべての事項に該当する者であること。

(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。

(2) 第1の対象業務に係る業務種別について、訓令第10条に基づく級別の格付を受け、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手續開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手續開始の申立てがなされている者については、手續開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 第1の対象業務と同種業務の実績があること。

なお、業務実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）と平成16年4月1日以降に契約した業務に係るものにあつては、防衛施設庁において実施する技術委託業務の受託者の業務成績の評定について（施本建第24号（CCP）。16.3.17）、技術業務委託の受託者の業務成績の評定について（装本技調第3592号。19.9.1）、技術業務委託の受託者の業務成績の評定について（装本技調第2914号。20.7.17）、技術業務委託における受注者の業務成績評定について（装本技調第3257号。21.7.29）、技術業務委託における受注者の業務成績評定について（防整技第15569号。27.10.1）又は技術業務委託における受注者の業務成績評定について（防整技第7185号。28.3.31）に基づく業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）（土木等技術業務の場合は「評定点」。以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。

(5) 建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定に基づく〇級建築士事務所登録を有すること（業務内容に応じて法令に基づき必要とする場合のみ記載する。）。

(6) 配置予定技術者が適正であること（業務内容に応じて管理技術者及び担当技術者等の資格及び同種業務の経験を設定）。

なお、当該実績が平成16年4月1日以降に契約した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の発注した業務に係るものにあつては、評定点が65点未満のものを除くこと。

(7) 申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）の提出期限から開札の時点までの期間に、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。

## ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）若しくは民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）である場合を除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

## イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 配置予定管理技術者は、入札公告日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が適正であること（業務内容に応じて設定）。

(10) 配置予定管理技術者は、入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係があること。

(11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(12) その他契約担当官等が必要と認めた事項。

## 5 競争参加資格の決定

前項に規定する競争参加者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）は、第1の対象業務ごとに建設工事発注の公正を確保する措置について（防整施（事）第145号。28.3.31）の第1項に基づく競争参加資格・指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て、契約担当官等が決定するものとする。

## 6 入札説明書の交付

(1) 契約担当官等は、入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」と

いう。) に対して、当該業務の入札に関する詳細な説明書（以下「入札説明書」という。）を交付するものとする。

(2) 入札説明書は、第2項第2号（カを除く。）及び次に掲げる事項を記載するとし、別冊として、入札公告の写し、契約書案、入札心得書、図面（必要な場合のみ）、仕様書及び現場説明書を含めるものとする。

ア 契約担当官等の所属する防衛省発注機関の所在地

イ 業務の仕様その他の明細

ウ 開札に立ち会う者に関する事項

(3) 入札説明書の交付は、公告後速やかに開始するものとし、開札の日の前日まで交付するものとする。

(4) 入札説明書の交付に当たっては、実費を負担させることができるものとし、実費を負担させる場合においては、その旨を公告において明らかにするものとする。

## 7 申請書等の提出等

(1) 契約担当官等は、入札参加希望者の競争参加資格を確認するため、入札参加希望者から、申請書等の提出を求めるものとする。

(2) 申請書等の提出期限は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から10日程度とする。

(3) 申請書等の提出場所は、電子入札システムサーバ又は当該防衛省発注機関の技術業務の契約事務をつかさどる部署（以下「契約担当部署」という。）とするものとする。

(4) 申請書等の提出は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、当該契約担当官等の承諾を得て紙入札方式による場合又は紙入札により実施される入札に参加する場合（以下「紙入札方式による場合」という。）は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により行うものとする。

(5) 入札参加資格の申請期限までに申請書等を提出しない者又は契約担当官等が競争参加資格がないと認めた者は、当該競争入札に参加することができないものとする。

(6) 申請書等の提出に要する費用の負担及び申請書等の取扱いは、次のとおりとする。

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、当該契約担当官等による競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しないものとする。

ウ 提出された申請書等は返却しないものとする。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めないものとする。

とする。

オ 提出された申請書等は、外部への漏洩又は紛失等がないようその取扱いに十分注意するものとする。

## 8 技術資料の内容

### (1) 技術資料の内容は、次のとおりとする。

なお、アの実績及びイの経験については、業務が完了又は引渡し完了したものに限る。

#### ア 同種業務の実績

第4項第3号に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実績とする。

#### イ 配置予定技術者

第4項第5号に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格、同種業務の経験及び申請時における他業務の従事状況等とする。

なお、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格、同種業務の経験及び申請時における他業務の従事状況等を記載することができるものとする。また、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定技術者とすることは差し支えないものとするが、他の業務を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者には、直ちに当該申請書等の取下げをさせるものとする。他の業務を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことができるものとする。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の業務を落札したことにより配置予定技術者が配置できなくなった場合には、直ちにその旨の申し出を行わせるものとする。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことができるものとする。

### (2) 前号の技術資料には、業務成績評定通知書（以下「評定通知書」という。）が含まれるものとする。この場合において、評定通知書を受けた者から、紛失等により、評定通知書の写しの交付を求められたときは、当該評定通知書の写し又はこれに準ずるものを交付するものとする。

### (3) 契約担当官等は、必要があると認めるときは、第1号に掲げる技術資料

の内容を証明するための書類の提出を求めることができるものとする。

## 9 競争参加資格の確認

- (1) 契約担当官等は、申請書等を提出した申請者の競争参加資格の有無について、確認を行うものとする。ただし、申請書等の提出者が申請書等の提出期限において第4項第2号の格付を受けていない場合にあっても、競争参加資格のうち第4項第1号及び第4号から第12号までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時点において第4項第2号及び第3号に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、開札の時点までに、第4項第2号及び3号に係る審査を了しないおそれがあると認められるときは、あらかじめその旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

- (2) 前号の確認は、審査委員会の審議を経て、行うものとする。
- (3) 第1号の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとする。ただし、第4項第7号の指名停止については、申請書等の提出期限から競争参加資格の確認を行う日までのすべての期間について確認するものとする。
- (4) 第1号の確認に当たり、前項第1号の同種業務の実績及び配置予定技術者の同種業務の経験の確認を行う場合に効力を有する政府調達に関する協定（以下「WTO政府調達協定」という。）を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が解放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種業務の実績及び経験をもって行うものとする。
- (5) 契約担当官等は、原則として申請書等の提出期限の翌日から起算して10日以内に、競争参加資格の確認の結果を申請者に対し電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面により通知するものとする。
- (6) 前号の通知に当たっては、紙入札方式による場合は付紙第1により行うものとする。

なお、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる旨を明記するものとする。

- (7) 第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
- (8) 契約担当官等は、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時点までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合、当該者に対する第5号の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知するものとする。



なお、この通知に当たっては、第6号の規定を適用するものとする。

#### 10 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、前項第5号の通知の期限の日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、当該契約担当官等に対して競争参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができるものとする。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合においては、電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参することにより行うものとし、郵送等によるものは受け付けないものとする。
- (3) 前号の提出先は、電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とするものとする。
- (4) 契約担当官等は、第1号の説明を求められたときは、原則として、第1号の競争参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面により回答するものとする。
- (5) 契約担当官等は、前号により回答した場合には、回答の内容を審査委員会に報告するものとする。
- (6) 契約担当官等は、説明を求めた者に競争参加資格があると認める場合には、審査委員会の審議を経て、第9項第5号の通知を取り消し、第4号の回答と併せて競争参加資格のある旨を通知するものとする。
- (7) 第1号から第4号までの事項を入札説明書において明らかにするものとする。

#### 11 入札説明書に対する質問及び回答

- (1) 入札説明書に対する質問は、電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参又は郵送等により行わせるものとする。
- (2) 質問書の提出期限は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から前項第4号の回答期限の日の翌日までとするものとする。
- (3) 質問書の提出場所は電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とする。
- (4) 質問に対する回答は、電子入札システム又は書面により行うものとする。
- (5) 回答書は、電子入札システム又は当該契約担当部署で閲覧に供するものとし、原則として、質問書の提出期限の翌日から起算して5日後までに開始し、入札書の提出期限に終了するものとする。

(6) 前各号に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

## 1.2 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除するものとする。

(2) 契約保証金は納付させるものとする。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当官等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

(3) 前2号に掲げる事項を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

## 1.3 入札の執行

(1) 入札書の提出期限は、原則として、第9項第5号の通知の期限の日の翌日から起算して8日後以降の日に執行するものとし、提出は、電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は持参又は郵送等により行うものとする。

なお、入札書の提出期限は、開札の日の前日以前とする。

(2) 契約担当官等は、入札書の提出に先立ち、紙入札方式による入札参加者に競争参加資格があることを確認した旨の通知書又はその写しの提示を求めものとし、当該通知書又はその写しを提出しない者は、入札に参加させないことができるものとする。

(3) 第1回の入札に際しては、入札参加者に第1回の入札書に記載される金額に対応する業務費内訳明細書の提出を求めものとし、当該業務費内訳明細書は、契約担当部署及び積算を担当する部署（以下積算担当部署という。）の担当者が確認するものとする。

(4) 郵送等による入札の場合は、入札書及び前号の業務費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、別の封筒に入札書及び業務費内訳明細書を入れた封筒並びに第2号の通知書の写しを入れるものとし、当該通知書の写しを提出しない者は、入札に参加させないことができるものとする。

(5) 業務費内訳明細書を提出しない者は入札に参加させないものとする。

(6) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(7) 開札には、入札参加者又はその代理人以外の者は参加させないものとする。

- (8) 第6号の場合、1回目の開札に立ち会わない場合でも、その者のした入札は有効なものとして取扱うこととするが、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとする。ただし、郵送等による入札参加者に再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
- (9) 入札執行回数は、原則として、2回を限度とする。
- (10) 前各号に掲げる事項は、入札説明書において明らかにするとともに、落札者の決定方法を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

#### 1.4 入札の無効等

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (3) 契約担当官等により競争参加資格のあることを確認された者であっても、落札決定の時に第4項に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当するものとする。
- (4) 前各号に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

#### 1.5 落札者等の公示

- (1) 契約担当官等は、落札者を決定したとき又は契約の相手方を決定したときは、特例政令第14条の規定に基づき、その日の翌日から起算して72日以内に官報に公示するものとする。
- (2) 契約担当官等は、官報に掲載しようとする日の前日から起算して8日（行政機関の休日を除く。）前までに、独立行政法人国立印刷局に官報掲載の依頼を行うものとする。

#### 1.6 落札しなかった者への通知

- (1) 契約担当官等は、入札の結果、落札しなかった者（以下「非落札者」という。）に対して、落札決定の日の翌日から起算して7日以内に入札の結果等を通知するものとする。
- (2) 前号の通知に当たっては、付紙第2により行うものとする。  
なお、非落札者に対しては、所定の期限内に落札しなかった理由（以下「非落札理由」という。）についての説明を求めることができる旨を明記するものとする。

#### 1.7 非落札者に対する理由の説明

- (1) 非落札者は、前項第1号の通知の期限の日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に当該契約担当官等に対して非落札理由について説

明を求めることができるものとする。

- (2) 非落札者が説明を求める場合においては、電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参することにより行うものとし、郵送等によるものは受け付けないものとする。
- (3) 前号の提出先は、電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とするものとする。
- (4) 契約担当官等は、第1号の説明を求められたときは、原則として、第1号の非落札理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に説明を求めた者に対し、電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面により回答するものとする。
- (5) 契約担当官等は、前号により回答した場合には、回答の内容を審査委員会に報告するものとする。

#### 18 苦情申立て

本実施細則に基づく競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定）により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる旨、入札説明書において明らかにするものとする。

#### 19 関連文書の保存

契約担当官等は、本実施細則により一般競争入札で実施した業務の関連文書を、防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）に基づき保存するものとする。

#### 20 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (2) 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあることを入札説明書において明らかにするものとする。
- (3) 第8項第1号イの技術資料に記載した配置予定技術者が、対象業務に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 本実施細則の実施に当たり疑義が生じた場合は、整備計画局長と協議するものとする。

### 第2 一般競争入札（基準額未満型）

#### 1 対象業務

通達の別紙の第2項第2号に規定する技術業務のうち、次に掲げる業務について適用するものとする。

- (1) 1件につき予定価格が5,000万円以上基準額未満の業務

- (2) 1件につき予定価格が5,000万円未満の業務
- (3) 予定価格に係わらず、公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について（防経工第296号。6.1.21）の規定により新たなガット政府調達協定における我が国のオファーで除外されている定型的な単純業務が単独で発注されている場合に該当する業務

## 2 入札の公告

- (1) 契約担当官等は、前項の対象業務（以下「第2の対象業務」という。）を一般競争に付そうとする場合においては、予決令第74条に基づき、防衛省発注機関において、庁舎内での掲示及びホームページへの掲載により公告するものとする。また、前項第1号の業務においては、次に掲げる事項を業界紙（日刊紙）に掲載するものとする。ただし、前項第3号の業務においては、業界紙（日刊紙）への掲載を除く。

### ア 業務の名称、業務内容及び履行期限

イ 担当部局

ウ 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

エ 申請書等の提出期限

- (2) 前号の公告は、第1第2項第2号に掲げる事項を記載するものとする。
- (3) 第1号の公告に際しては、次に掲げる事項を、英語により併記するものとする。

ア 契約担当官等の氏名及び防衛省発注機関の名称

イ 業務の名称

ウ 申請書等の提出期限

エ 入札執行の日時

オ 入札説明書を入手するための照会窓口

- (4) 業界紙（日刊紙）は、全国で発行されている建設系3紙のうち当該防衛省発注機関の管内において発行されているものとする。

## 3 手続きに要する日数

付図第2に示す標準的日数を参考とするものとする。

## 4 競争参加資格

競争参加者は、次のすべての事項に該当する者であること。

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 第2の対象業務に係る業務種別について、訓令第10条に基づく級別の格付を受け、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等に競争参加を希望していること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 第2の対象業務と同種業務の実績があること。

なお、業務実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と平成16年4月1日以降に契約した業務に係るものにあつては、評定点が65点未満のものを除くこと。

(5) 建築士法第23条の規定に基づく〇級建築士事務所登録を有すること（業務内容に応じて設定）。

(6) 配置予定技術者が適正であること（業務内容に応じて管理技術者及び担当技術者等の資格及び同種業務の経験を設定）。

なお、当該経験が平成16年4月1日以降に契約した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の発注した業務に係るものにあつては、評定点が65点未満のものを除くこと。

(7) 申請書等の提出期限から開札の時点までの期間に、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。

#### ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社若しくは子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

#### イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (9) 防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）が発注した業務のうち、当該年度を含まない直近の過去2年間に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること（予定価格が500万を超える業務について設定）。
- (10) 配置予定管理技術者は、入札公告日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が適正であること（業務内容に応じて設定）。
- (11) 配置予定管理技術者は、入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係があること。
- (12) 測量及び土質調査等の現地作業が伴う業務については、業務を確実に円滑に実施できる体制を確保するため、当該防衛省発注機関の管轄区域内に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の「営業所一覧表」に記載している本店又は支店等営業所が所在すること（必要とする場合のみ設定）。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (14) その他契約担当官等が必要と認めた事項。

## 5 競争参加資格の決定

第2第4項に規定する競争参加資格は、第2の対象業務ごとに審査委員会の審議を経て、契約担当官等が決定するものとする。

## 6 入札説明書の交付

- (1) 契約担当官等は、入札参加希望者に対して、入札説明書を交付するものとする。
- (2) 入札説明書は、第1第2項第2号（カを除く。）及び次に掲げる事項を記載するとし、別冊として、入札公告の写し、契約書案、入札心得書、図面（必要な場合のみ）、仕様書及び現場説明書を含めるものとする。
  - ア 契約担当官等の所属する部署の所在地
  - イ 業務の仕様その他の明細
  - ウ 開札に立ち会う者に関する事項
- (3) 入札説明書の交付は、公告後速やかに開始するものとし、開札の日の前日まで交付するものとする。
- (4) 入札説明書の交付に当たっては、実費を負担させることができるものとし、実費を負担させる場合においては、その旨を公告において明らかにするものとする。

## 7 申請書等の提出等

- (1) 契約担当官等は、入札参加希望者の競争参加資格を確認するため、入札参加希望者から、申請書等の提出を求めるものとする。
- (2) 申請書等の提出期限は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から10日程度とする。
- (3) 申請書等の提出場所は、電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とするものとする。
- (4) 申請書等の提出は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送等により行うものとする。
- (5) 入札参加資格の申請期限までに申請書等を提出しない者又は契約担当官等が競争参加資格がないと認めた者は、当該競争入札に参加することができないものとする。
- (6) 申請書等の提出に要する費用の負担及び申請書等の取扱いは、次のとおりとする。
  - ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - イ 提出された申請書等は、当該契約担当官等による競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しないものとする。
  - ウ 提出された申請書等は返却しないものとする。
  - エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めないものとする。
  - オ 提出された申請書等は、外部への漏洩又は紛失等がないようその取扱いに十分注意するものとする。

## 8 技術資料の内容

- (1) 技術資料の内容は、次のとおりとする。

なお、アの実績及びイの経験については、業務が完了又は引渡し完了したものに限る。

  - ア 同種業務の実績  
第2第4項第3号に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実績とする。
  - イ 配置予定技術者  
第2第4項第5号に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格、同種業務の経験及び申請時における他業務の従事状況等とする。

なお、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格、同種業務の経験及び申請時における他業務の従事状況等を記載することができるものとする。また、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定技術者とすることは差し支えないものとするが、他の業務を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないも



のとし、申請書を提出した者には、直ちに当該申請書の取下げをさせるものとする。他の業務を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことができるものとする。

入札後、落札者決定までの期間（低入札価格調査期間を含む。）において、他の業務を落札したことにより配置予定技術者が配置できなくなった場合には、直ちにその旨の申し出を行わせるものとする。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことができるものとする。

- (2) 前号の技術資料には、評定通知書が含まれるものとする。この場合において、評定通知書を受けた者から、紛失等により、評定通知書の写しの交付を求められたときは、当該評定通知書の写し又はこれに準ずるものを交付するものとする。
- (3) 契約担当官等は、必要があると認めるときは、第1号に掲げる技術資料の内容を証明するための書類の提出を求めることができるものとする。

## 9 競争参加資格の確認

- (1) 契約担当官等は、申請書等を提出した申請者の競争参加資格の有無について、確認を行うものとする。ただし、申請書等の提出者が申請書等の提出期限において第2第4項第2号の格付を受けていない場合にあつて、競争参加資格のうち第2第4項第1号及び第4号から第14号までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時点において第2第4項第2号及び3号に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、開札の時点までに、第2第4項第2号及び3号に係る審査を了しないおそれがあると認められるときは、あらかじめその旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

- (2) 前号の確認は、審査委員会の審議を経て、行うものとする。
- (3) 第1号の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとする。ただし、第2第4項第7号の指名停止については、申請書等の提出期限から競争参加資格の確認を行う日までのすべての期間について確認するものとする。
- (4) 第2第1項第1号に掲げる業務における第3号の確認に当たり、第2第8項第1号の同種業務の実績及び配置予定技術者の同種業務の経験の確認を行う場合にWTO政府調達協定を適用している国及び地域並びに我が国

に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種業務の実績及び経験をもって行うものとする。

- (5) 契約担当官等は、原則として申請書等の提出期限の翌日から起算して10日以内に、競争参加資格の確認の結果を申請者に対し電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面により通知するものとする。
- (6) 前号の通知に当たっては、紙入札方式による場合は付紙第1により行うものとする。

なお、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる旨を明記するものとする。

- (7) 第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
- (8) 契約担当官等は、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時点までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合、当該者に対する第5号の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知するものとする。

なお、この通知に当たっては、第6号の規定を適用するものとする。

#### 10 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、第2第9項第5号の通知の期限の日の翌日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に、当該契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合においては、電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参することにより行うものとし、郵送等によるものは受け付けないものとする。
- (3) 前号の提出先は、電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とするものとする。
- (4) 契約担当官等は、第1号の説明を求められたときは、原則として、第1号の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し、電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面により回答するものとする。
- (5) 契約担当官等は、第4号により回答した場合には、回答の内容を審査委員会に報告するものとする。

(6) 契約担当官等は、説明を求めた者に競争参加資格があると認める場合には、審査委員会の審議を経て、第2第9項第5号の通知を取り消し、第4号の回答と併せて競争参加資格のある旨を通知するものとする。

(7) 第1号から第4号までの事項を入札説明書において明らかにするものとする。

#### 1 1 入札説明書に対する質問及び回答

(1) 入札説明書に対する質問は、電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参により行わせるものとする。

(2) 質問書の提出期限は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から、入札書の提出期限から起算して8日前の日までとするものとする。

(3) 質問書の提出場所は、電子入札システムサーバ又は当該契約課等とする。

(4) 質問に対する回答は、電子入札システム又は書面により行うものとする。

(5) 回答書は、電子入札システム又は当該契約担当部署で閲覧に供するものとし、原則として、質問書の提出期限の翌日から起算して5日後までに開始し、入札書の提出期限に終了するものとする。

(6) 前各号に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

#### 1 2 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除するものとする。

(2) 契約保証金は納付させるものとする。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当官等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

(3) 前2号に掲げる事項を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

#### 1 3 入札の執行

(1) 入札書の提出期限は、原則として、第2第11項第2号の質問書の提出期限の翌日から起算して6日（行政機関の休日を除く。）後とし、提出は、電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は持参により行うものとする。ただし、紙入札により実施される入札の場合において、契約担当官等が郵送等による提出を認める場合は、持参又は郵送等により行うものとする。

なお、電子入札システムによる入札書の提出期限は、開札の日の前日以前とする。

(2) 契約担当官等は、入札書の提出に先立ち、紙入札方式による入札参加者

に競争参加資格があることを確認した旨の通知書又はその写しの提示を求めるものとし、当該通知書又はその写しを提示しない者は、入札に参加させないことができるものとする。

- (3) 第1回の入札に際しては、入札参加者に第1回の入札書に記載される金額に対応する業務費内訳明細書の提出を求めるものとし、当該業務費内訳明細書は、契約担当部署及び積算担当部署の担当者が確認するものとする。
- (4) 業務費内訳明細書を提出しない者は入札に参加させないものとする。
- (5) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (6) 開札には、入札参加者又はその代理人以外の者は参加させないものとする。
- (7) 第5号の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとする。
- (8) 入札執行回数は、原則として、2回を限度とする。
- (9) 前各号に掲げる事項を入札説明書において明らかにするとともに、落札者の決定方法を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

#### 1.4 入札の無効等

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (3) 契約担当官等により競争参加資格のあることを確認された者であっても、落札決定の時点において第2の4に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当するものとする。
- (4) 前各号に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

#### 1.5 非落札者に対する理由の説明（第2第1項第1号に掲げる業務の場合適用する。）

- (1) 非落札者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に当該契約担当官等に対して非落札理由について説明を求めることができるものとする。
- (2) 非落札者が説明を求める場合においては、電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参することにより行うものとし、郵送等によるものは受け付けないものとする。
- (3) 前号の提出先は、電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とする

ものとする。

- (4) 契約担当官等は、第1号の説明を求められたときは、原則として、第1号の非落札理由について説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に説明を求めた者に対し、電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面により回答するものとする。
- (5) 契約担当官等は、前号により回答した場合には、回答の内容を審査委員会に報告するものとする。

#### 1.6 苦情申立て

- (1) 契約担当官等は、本実施細則に基づく競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる旨、入札説明書において明らかにするものとする（第2第1項第1号に掲げる業務について適用する。）。
- (2) 契約担当官等は、入札説明書及び第2第10項第4号の回答において、次に掲げる事項を明らかにするものとする（第2第1項第2号及び第3号に掲げる業務について適用する。）。

ア 契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、第2第10項第4号の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、苦情の申立てを行うことができる旨及び苦情申立てについては入札監視委員会が審議を行う旨

イ 苦情申立てについての受付窓口及び受付時間

ウ 苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先

#### 1.7 関連文書の保存

契約担当官等は、本実施細則により一般競争入札で実施した業務の関連文書を、防衛省行政文書管理規則に基づき保存するものとする。

#### 1.8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (2) 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあることを入札説明書において明らかにするものとする。
- (3) 入札・契約手続のより一層の透明性等の確保について（防整施第6920号。28.3.31）記第3項の規定は、一般競争入札においても適用されるものであることに留意すること。

- (4) 第2第8項第1号イの技術資料に記載した配置予定技術者が、対象業務に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。
- (5) 本実施細則の実施に当たり疑義が生じた場合は、整備計画局長と協議するものとする。

## 一般競争参加資格確認通知書

平成 年 月 日

住 所  
 商号又は名称  
 代表者氏名 殿

会計機関名  
 役職 氏名 印

先に申請のあった 業務に係る競争参加資格について、下記のとおり確認  
 したので、通知します。

## 記

入札公告日	平成 年 月 日	
業務の名称	業務	
競争参加資格 の有無	有・無 《有(条件付き)》	
	競争参加資格 がないと認め た理由	

なお、競争参加資格がないと通知された方は、当職に対して競争参加資格がないと認め  
 た理由についての説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、平成 年 月 日までに契約担当部署へ、その旨を記載した  
 書面（住所、会社名、代表者氏名等記名押印のこと。）を提出して下さい。

【《 》は、別紙 第1の9(1)又は別紙 第2の9(1)のただし書きの場合について記載す  
 る。】

付紙第2  
(用紙A4版)

入札結果通知書

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

会計機関名  
役職 氏名 印

先に行った 業務の一般競争入札について、下記の者を落札者(契約者)として決定したので通知します。

記

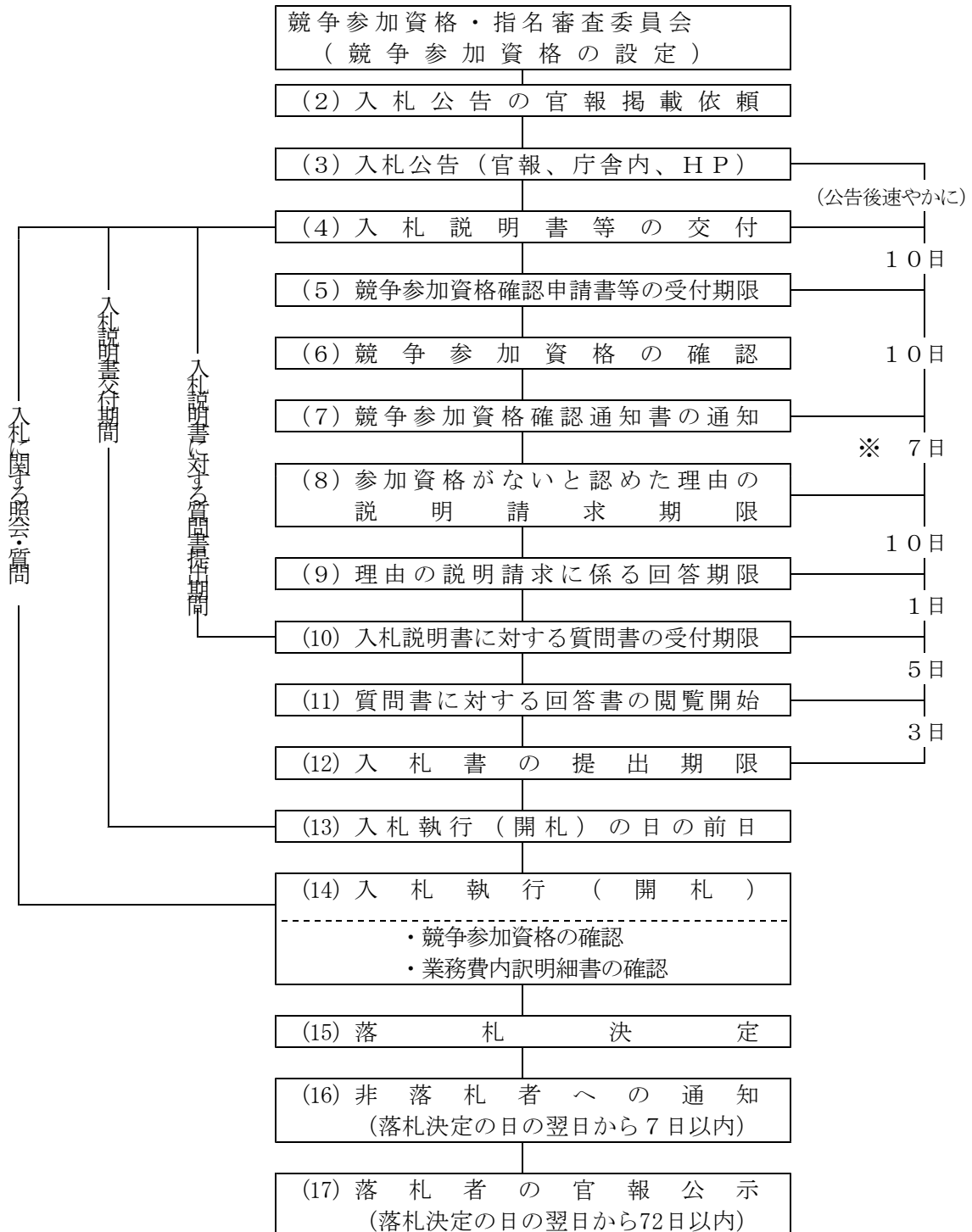
入札(契約)日	平成 年 月 日
業務の名称	業 務
落札(契約)者 住所、氏名	
落札(契約)金額	
備 考	



一般競争入札方式における標準的な業務の流れ及び所要日数

WTO政府調達協定対象業務の場合

標準的日数

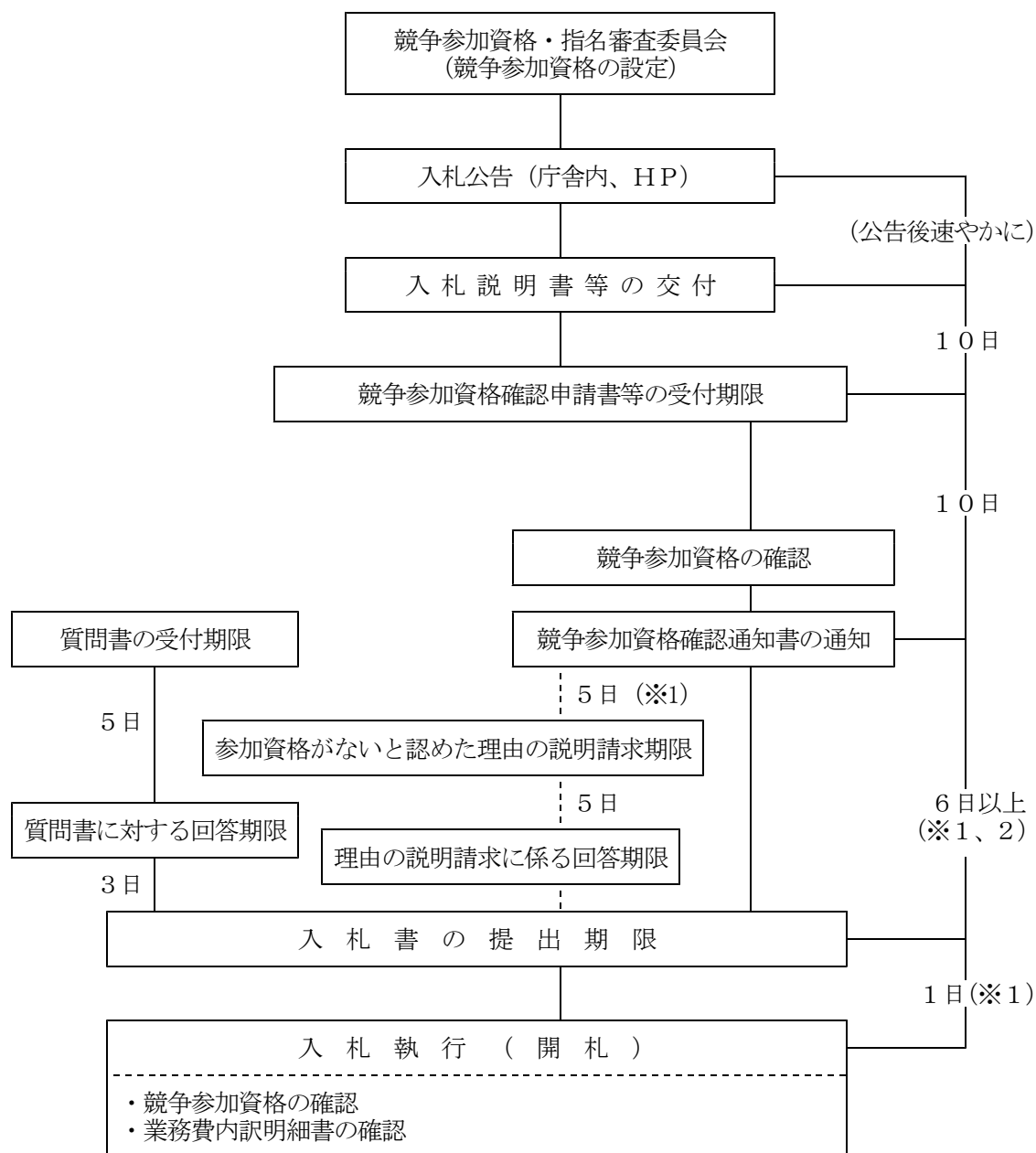


※は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。

一般競争入札（基準額未満型）における標準的な業務の流れ及び所要日数

WTO 政府調達協定対象外業務の場合

標準的日数



- ※1 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。
- ※2 競争参加資格がないと認めた理由の説明請求がなかった場合であり、当該説明請求等があった場合には、必要日数を確保して延期することができるものである。